

職員の政治的行為の制限に関する条例 解釈・運用について

本市においては、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的に、職員の政治的行為の制限に関する条例（以下、条例という）を平成 24 年 8 月 1 日から施行しました。

本市職員におかれましては、条例を含め、地方公務員法（以下、法という）で定められている政治的行為の制限について改めて確認いただきますようお願いします。

本条例の枠組み

職員は、従来から法第 36 条にて政治的行為を制限されており、その上で、条例は、法の範疇で行為を追加していることに留意すること。

地方公務員法

（政治的行為の制限）

第 36 条 職員は、政党その他の政治団体の結成に関与し、～

2 職員は、特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区に勤務するものであるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

- (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること
- (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること
- (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること
- (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること
- (5) 前各号に定めるものを除く外、**条例で定める政治的行為**

3 何人も前 2 項に規定する～

4 職員は～

5 本条の規定は～

職員の政治的行為の制限に関する条例

第 1 条（目的）

第 2 条（政治的行為の制限）

(1)～(10)

第 3 条（本市の区域外から行う政治的行為）

第 4 条（懲戒処分等）

地方公務員法第 36 条（本条例も含む）のポイント

【適用範囲】

職員：一般職（企業職、単労を除く）

- ・勤務時間の内外を問わない。
- ・休職・休暇中の者も含む。
- ・企業職のうち係長級以上の職員は法第 36 条の適用となる。
- ・教育公務員については、教育公務員特例法により、国家公務員の例によるとされている。

【制限を受ける区域】

当該職員の属する地方公共団体の区域

- ・区に勤務するものは、区の所管区域
- ・法第 36 条第 2 項第 4 号を除く
- ・電話やファクシミリにより本市の区域外から本市の区域内にあてて行った場合も区域内において行われたものとみなす（条例第 3 条）

【政治的目的】

法第 36 条（条例も含む）で制限される政治的行為は、**政治的目的をもって行う行為**であることが前提となる。

政治的目的をもつかどうかについては、個々の事案内容による判断となるが、一般的に政治的目的については、以下の解釈とされている。

政治的目的：①特定の政党その他の政治的団体又は②特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的

① 特定の政党その他の政治的団体を支持する(反対する)とは

- ・団体の勢力を維持拡大するように（維持拡大しないように）影響を与えること

- ・団体の有する綱領、主張、主義若しくは施策を実現するように（実現しないように）影響を与えること
- ・それらの団体に属するものが公職に就任するように（就任しないように）影響を与えること。

② 地方公共団体の執行機関を支持する（反対する）とは

- ・これらの機関自体が存続（在職）するように（しないように）影響を与えること
- ・成立（就任）するように（しないように）影響を与えること。

※「地方公共団体の執行機関」…地方公共団体の機関で、その所掌事務を独立して執行する権限を有するもの（長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会等）で、過去のものとは含まない。

議会や補助機関である副市長等は含まれず、地方公営企業の管理者も含まれない。

【制限を受ける政治的行為】

法第 36 条第 1 ～ 3 項に記載の行為

特に法第 36 条第 2 項については、次の点に留意すること。

職員は、政治的目的をもって、2 項各号に掲げる政治的行為をしてはならない

個々の事例が、本条例に違反するかどうかについては、政治的目的をもつ行為であるかどうかや行為態様により判断することとなるため、行為だけを取り上げて違反かどうかを一概に言えるものではない。

地方公務員法第 36 条（本条例も含む）の運用について

ここでは人事院の運用方針で示されている解釈および各種文献に記載されている事例について紹介する。

（参考）人事院規則 1 4—7（政治的行為）の運用方針について

【本条例 第2条に記載の政治的行為】

(1) 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること

・本号は、職員が、地方公務員としての地位においてであると、私人としての地位においてであることを問わず、政治的目的の為に自己の影響力を利用する行為を政治的行為としてこれを禁止する趣旨である。

・「公の影響力」…職員の職に基く影響力。例えば、上司が部下に対し、特定政党の支持を呼びかけるためにその地位を利用するような行為。

・「私の影響力」…私的団体中の地位、親族関係、債権関係等に基く影響力。例えば、職員組合の幹部が組合員に対し入党を勧誘するためにその地位を利用するような行為。

(2) 賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと

・「公務員」には、特別職に属する公務員をも含み、公務員以外の者に金品を「与え又は支払う」行為は、本号の規定に該当しない。

【事例】

○ 職員が政治的団体に対し、賦課金、寄附金、会費その他の金品を与え又は支払うこと。

→禁止していない

(3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること

・本号の行為は当然政治的目的をもつ行為とされる。自己の購読した機関紙の一部をたまたま友人に交付するような行為及び単なる投稿等は、本号に該当しない。

【事例】

- 政党機関紙を個人的に購読
→ 該当しない

- 職員がある政党の機関紙を昼休み等において、同僚等に回覧すること
→ 回覧が組織的、計画的又は継続的に行われる場合には違反となる。
たまたま友人間で単に見せ合うような行為は差し支えない。

- 政党の機関紙を党員に配布すること
→ 区域内であれば政治的行為に該当すると考えられるが、禁止規定の適用に当たっては、政治的目的を有する内容かどうかなど、その行為態様に応じて、社会通念に基づき、具体的に判断する。

(4) 多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること

・「示威運動」…多衆の威力を示すため、公衆の目につき得る道路、広場等を行進すること等。単に「示威運動」に参加することは本号に該当しない。

【事例】

- 政治的目的をもったデモに単に参加することは差し支えない。

- 「消費税増税反対」とか「原発再稼働反対」といったデモを企画すること
→ 政治的目的を有するか否か、すなわち「特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的」をもって行われているかどうか判断の基準となる

(5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること

- ・「集会」…屋内、屋外を問わず一定の目的のための多数人の集合。
- ・「多数の人に接し得る場所」…公会堂、公園、街路等。現に多数人の参集していることを要しないが参集し得る状態にあることを要する。
- ・「拡声器、ラジオその他の手段を利用し」…多数人に音声を伝達することのできる手段を用いること。多数の人に接し得る場所におけると否とを問わない。
- ・「公に」…「不特定の多数の者に」の意味。組合員だけの非公開の会合の場合等は、本号に該当しない。

【事例】

- 不特定多数の人に対して政治的目的を有する意見を述べることは制限されるが、政党や組合等の構成員だけに限定された非公開の会合であれば問題ない。

(6) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること

- ・「形象」…彫刻、塑像、模型、人形、面等。
- ・職員が政治的目的をもつ文書、図画等を著作し又は編集した場合、それがこれらの「もの」を「発行し回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させる」ために行つたものでない限り、本号にいう政治的行為には含まれない。
- ・本号の行為は、行為者の政治的目的のためにする意思の有無を問わず、行為の目的物が、政治的目的を有するものであれば足りる。

【事例】

- 衆議院議員選挙等に際して、職員組合の役員会又は総会で特定の候補者を支持する旨決議すること
→差し支えない

この決議を通常の方法により事実の報道として組合機関紙に掲載することは差し支えないが、それ以外の方法（新聞等）により組合外に積極的に発表することは違反となる。

- 衆議院議員選挙に際して、特定の候補者を支持する旨の決議を組合員に周知するためのビラ（役員会又は総会での推薦候補決定の報告で投票の勧誘を含まない）を組合員に配布すること。

→ ビラの配布が組合員に対する通常の周知方法であれば通常的手段で配布することは差し支えない。ただし、外部にまで配布すれば違反となる。

- 自宅（区域内）に特定の政党を支持するポスターを掲示すること

→ 職員本人が不特定多数に見える場所（区域内）にポスターを掲示した場合は該当するおそれがある。

なお、本条例は職員の行為を制限するものであり、家族が行った場合は該当しない。

(7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること

・「演出」には、俳優として出演することは含まれない。

・「これらの行為を援助する」…演劇の脚本を提供し、その演劇の上演のために資金を与え又は募り、無償又は不当に安い対価で資材、設備、労働力、技術等を提供し、又はこれらをあつ旋し、積極的に宣伝を行うこと等を含む。

【事例】

- 政治的目的を有する演劇に俳優として出演することや、チケットを購入することは問題ない。

(8) 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること

・「その他これらに類するもの」には、まん幕、のぼり、鉢巻、たすき、ちようちん等が含まれる。

(9) 勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること

(10) 何らの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

・本号は、この条例の脱法行為を禁止するものである。

【(参考) 地方公務員法第 36 条第 1 項～ 3 項について】

【第 1 項】

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

- ・ 区域のいかん及び政治的目的の有無を問わず制限される。
- ・ 「政党その他の政治的団体」…政治資金規正法第 3 条にいう「政党、協会その他の団体」と同一範囲。
- ・ 「政党」…政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体。
- ・ 「その他の政治的団体」…政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対する目的を有するもの。本部のみならず、支部をも含む。
- ・ 「結成」…当該団体を新たに組織しようとする場合のみならず、既存の団体をして新たにこれらの目的を併せ有せしめようとする場合をも含む。(ex. 職員団体たる団体等が、政党その他の政治的団体となろうとする場合)
- ・ 「関与」…たとえば、発起人(企画者)となり、その結成企画にかかる団体の規約、綱領等を立案し、結成準備のための会合を招集すること。規約、綱領等の起草について、発起人に助言を与え、または準備委員となる等発起人を補佐して推進的役割を果たすこと、または、これらの行為のために、労力、金品等を提供し、宣伝、斡旋等を行って、その目的達成を容易ならしめるようにすること等一切の援助行為を包含する。結成が途中で失敗に終わった場合も含まれる。
- ・ 「役員」…団体において、その業務の執行、業務の監査等につき責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいい、その範囲は、その団体の定款、規約等組織を定めたものにより個々の実情に応じて具体的に決定。「役員」以外の構成員になることは○(ただし、結成に関与していないこと)。
- ・ 「勧誘運動」…不特定又は多数の者を対象にとして、組織的・計画的に、構成員となる決意又はならない決意をさせるよう促す行為。相手方が職員であると否とを問わず、現実に参加すると否とを問わない。党員倍加運動は×。たまたま限定された少数の友人に入党をすすめるのは○。

- ・職員団体の行動の一環として職員が政治的行為を行うときは、当該職員は本条の制限を受ける。

【事例】

- 公務員が、政党その他の政治団体の単なる構成員になること
→該当しない
- 党員として、いろいろな党の会議に出席すること
→党の会議に出席することは通常の場合差し支えない。ただし、その会議の内容（例えば、政治目的のために署名運動を企画、政治目的をもって多数の人の行進その他の示威活動を企画する等）によっては、その議事に積極的に関与することによって違反する場合もある。

【第2項】

職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

(政治的目的)

- ・「特定」…その対象の固有の呼称が明示されている場合のみならず、客観的に判断して、何人も容易にその対象を判断しうる場合をも含む。
- ・「内閣」…現在及び将来における内閣（過去のものとは含まない）
- ・「地方公共団体の執行機関」…地方公共団体の機関で、その所掌事務を独立して執行する権限を有するもの（長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会等）で、過去のものとは含まない。
- ・「特定の政党その他の政治的団体」…現実に存在していることが必要。将来の場合は第1項の制限に注意。
- ・「支持し又はこれに反対する」…（政治的団体の場合→）団体の勢力を維持拡大するように、若しくは維持拡大しないように、又は団体の有する綱領、主張、主義若

しくは実現するよう若しくは実現しないように、又はそれらの団体に属するものが公職に就任し若しくは就任しないように影響を与えること。（執行機関の場合→）これらの機関自体が存続する（在職）するよう若しくはしないように、又は成立（就任）するよう若しくはしないように影響を与えること。全構成員の過半数を対象とする場合等実質的にこれらの機関の存続又は不存続に影響を与える場合は該当。内閣総理大臣を支持し又はこれに反対することも含まれる。

- ・「目的をもって」…支持し又は反対する対象が特定されている必要。当該対象が具体的かつ明確に表示されなければならない。
- ・「公の選挙又は投票」…法令に基づく選挙又は投票で、広く国民又は住民一般が直接参加するもの。（衆議院議員、参議院議員、市長、議員、最高裁裁判官国民審査、市長の解職、議会の解散、議員の解職、憲法第96条の賛否の投票 etc…） 調節請求にかかる署名、条例の制定・改廃、事務監査の請求は含まれない。← ただし、「地方公共団体の執行機関に反対する」に該当する場合あり。
- ・「特定の人」…法令の規定に基づく正式の立候補届出又は推薦届出により候補者としての地位を有するに至った者。
- ・「事件」…法令の規定に基づき正式に成立した地方公共団体の議会の解散の請求及び国会において議決された特別法等。
- ・「支持し又はこれに反対する」…特定の候補者等が当選又は投票を得又は得ないように影響を与えること等。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

- ・「投票するよう、又はしないように」… 投票の棄権も含む。

【事例】

- 勤務時間外に無給で候補者のポスターを貼付する
→該当するおそれがある
- 職員が特定候補の推薦人として選挙公報に氏名を連ねる
→該当する
- 職員が公務に全く関係のない少数の友人に特定候補者を推薦する文書を配付
→該当しない

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

- ・「署名運動」…不特定又は多数の者を対象として、組織的・計画的にその共同の意向を表示する手段としてその意向を明示した文書に署名させるよう勧誘する行為。たんに数人の友人に限定してその署名を求める行為は○。
- ・「企画」…発起人となり、署名運動の計画を立案し、そのための会合を招集すること。
- ・「主宰する」…実施につき総括的な役割を演じること。
- ・「積極的に関与する」…署名運動の企画・主宰のほか、企画・主宰する者を助け、又はその指示を受けて署名運動において推進的役割を演じること。たんなる援助は含まない。たんに署名を行うことも○。

【事例】

- 政治的目的のために署名すること
→該当しない
- 単に数人の友人に限定してその署名を求める行為
→該当しない
- 単に法律の制定に反対する目的で署名運動に積極的に関与すること
→職員が単に法律の制定自体に反対する目的をもって、署名運動を企画し又は主宰する等これに積極的に関与した場合は、本項に抵触しない。
- 職員が市長の解職請求代表者の受任者になること
→市長の解職請求はまさに市長という特定の地方公共団体の執行機関を存続させないよう影響を与えることであり、またその請求代表者の受任者として署名収集行為を行うことは、署名運動を主宰する等これに積極的に関与することであるので、違反するものといえる。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

- ・「募集に関与する」…募集計画を企画し、これが実施を主宰し、指導し、具体的

に寄付金等が供与、公布を勧誘し、これを受領し又は募集計画に立案に助言を与え、その募集を援助する等の行為。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

- ・「文書又は図画」…新聞、図書、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ビラ、ポスター、写真、プラカード、立看板等も含む。
- ・「地方公共団体の庁舎又は施設等」…地方公共団体が使用し又は管理する建造物及びその附属物。固定設備である必要はない。市営住宅等も含む。なお、当該地方公共団体のものに限らない。国のものは含まれないが、それは公職選挙法第 145 条の制限に注意。
- ・「資材」…備品、消耗品。
- ・「利用」…ex. 黒板に白墨で記載すること。地方公共団体の備品を用いてビラを作成することを含む。
- ・「掲示させ」「利用させ」…他の者が掲示し又は利用することを地方公共団体の庁舎、施設等の管理の責任を有する者が許容する行為も含まれる。

【事例】

- 地方公共団体が所有または使用する自動車に候補者のポスターを貼るようなこと
→該当する

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

- ・この条例により、新たに「目的」を定めることはできない。

【第3項】

何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおってはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

- ・職員のみならず、特別職及び一般国民にも適用される（相手方は必ず職員）。
- ・「求め」…職員が政治的行為を行うことを希望する旨表示すれば足りる。
- ・「そそのかし」…かかる決意を生じさせること。
- ・「あおる」…かかる決意を強化せしめること。
- ・「その他職員の地位に関してなんらかの利益」…表彰、分限等の利益等
- ・「不利益」…退職、懲戒処分等

参考条文

○ 地方公務員法

(政治的行為の制限)

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前 2 項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前 2 項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかったことの故をもって不利益な取り扱いを受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

○ 教育公務員特例法

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第 18 条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 110 条第 1 項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

お問い合わせ先

人事室人事課人事グループ

TEL 06 (6208) 7516